

2020年10月9日
埼玉高速鉄道株式会社

元社員による当社所有財産の着服について

埼玉高速鉄道株式会社（埼玉県さいたま市緑区：代表取締役社長 荻野 洋）において、駅に勤務していた元社員が当社所有財産のICカードの一部を不正に着服していたことが下記のとおり判明いたしました。

本件行為は、当社社員としてあるまじき行為であり、厳正に処分いたしました。

関係各位の皆さまには、深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

記

1 概要

当該元社員は、浦和美園駅において鎖錠保管していた警察署からの還付品ICカードの一部を不正に着服したものです。

2020年10月3日に別の駅社員が還付品の整理を行った際、数量が少ないことを認め、調査の結果、判明したものです。

2 被害状況

枚数 178枚、金額 319,879円

※金額はICカード残額及びデポジットの合計です。

3 当該元社員

20代 男性

4 処分

2020年10月8日付で懲戒解雇処分としました。

5 再発防止策

(1) 社員への教育及び指導の再徹底

全駅の社員を対象に改めて教育を実施し、法令の遵守等、職務を厳正に遂行するよう再徹底いたします。

(2) 管理体制の見直し

換金性の高いICカード等は、警察署から還付された当日に本社財務部門に引き渡すなど、保管体制の見直しを行います。また、還付品保管場所の鍵管理の見直しを行い、利用履歴を明確化し、再発防止を図ります。

(3) 継続的な再発防止策の検討

今後も継続的に再発防止策を検討してまいります。

6 お問い合わせ先

総務部 柳・栗原 電話 048-878-6867

以上